

1 目的

機械警備により、施設における火災、又は盗難等の不法行為を防止し、施設の保全を図る。

2 業務場所

前橋市日吉町二丁目 17 番地 10

前橋市総合福祉会館

3 業務内容

- (1) 火災、盗難の予防及び各種不法行為の拡大防止
- (2) 事故確認時における関係先への通報連絡
- (3) 事故発生時における警備対象物件の秩序維持
- (4) 事故報告書の提出

4 警備方法

機械警報装置によるものとする。ただし、上記の履行期間中、機械による警備が不可能な場合は、巡回警備又は常駐警備による警備を実施するものとする。

5 警報装置（使用回線及びシステム）

- (1) 一般公衆回線を使用するオンラインによる警報システム
- (2) 警報装置は、業務受託者（以下受託者という）が警備対象物件を調査の上、図面を作成し、委託者に協議のうえ、設置するものとする。

回線送信機（1 個）、ICリモコン（1 個）、熱線センサー（24 個）、マグネットセンサー（6 個）及び電子ブザー（13 個）を設置するものとし、前記（ ）内の数字を下回らないように設置するものとする。

なお、警報装置については、前記機器と同等の機能があるものであれば、委託者に協議のうえ、機器の種類を変更することは可能とする。

- (3) 業務遂行のための機械の設置は、受託者の負担によるものとする。

6 警備時間

- (1) 警備時間は、警備対象物件から警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、警備対象物件からの警報装置作動解除の信号を受けたときに終わる。
- (2) 前号の警報装置作動開始の時刻及び警報装置作動解除の時刻は、原則として下記のとおりとする。

- ・開館日 22:00 ～ 翌8:00
- ・休館日（定期点検等実施日）17:00～翌8:00
- ・休館日（定期点検等未実施日）終日（0～24:00）

7 火災監視

- (1) 火災情報については、24時間監視を行うものとする。

火災信号を受信した場合は、警備対象物件に電話で火災信号を受けたことを通報し、火災発生と判断した時は、直ちに消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を警備対象物件に急行させ、必要な処置をとるものとする。

- (2) 前項において電話連絡するも連絡不能の場合、警報機器がセットされている状態（その他、無人時と扱うことができる状態）において異常情報を受信した時は、遅滞なく緊急要員を警備対象物件に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認められた場合には、消防機関に通報し、緊急出動を要請する。

8 警備実施

- (1) 警備装置

警備装置は、警備対象物件で発生した異常事態を受託者の管制本部へ自動的に通報する機能を有する。

- (2) 受託者の管制本部における監視

受託者は、警備責任時間中、警報受信装置を中断なく監視するとともに、常に警備担当員との連絡を保持する。

- (3) 警備担当員

警備担当員は、常に受託者の管制本部と連絡を保持し、警備対象物件の異常事態に備える。

9 事故確認時における関係先への通報連絡

- (1) 受託者は、警報受信装置により警備対象物件に異常事態が発生したことを確認した時は、関係先に通報するとともに、警備担当員を速やかに急行させ、異常事態の確認に努め、事態の拡大防止にあたる。

- (2) 警備対象物件に到着した警備担当員は、異常事態を確認後、委託者へその状況を連絡する。

なお、緊急連絡を必要と認めない事項については、適正な処置をとり、警備報告書にその詳細を記載して報告する。

- (3) あらかじめ届出のある委託者の緊急連絡者に連絡する。

10 鍵の貸与

委託者は、警備のため必要とする会館の鍵類（玄関鍵1本及びマスター1本）を受託者に貸与する。

受託者は、貸与を受けた鍵類の管理を適正に行い、契約解除等により不用になったときは、速やかに委託者へ鍵類を返還しなければならない。

11 業務報告

業務を行った場合は、速やかに実施報告書を提出すること。

12 その他

(1) 機械警備のためのセンサー等の設置及び配線工事については、委託業務開始日の前日までに完了できること。

万が一、委託業務の開始の時点で機械警備装置の設置等、機械警備による業務の履行体制が整わない場合には、機械警備が開始できるまでは、巡回警備又は常駐警備による警備を実施する。

なお、装置設置費用、巡回警備及び常駐警備による警備の実施に伴う費用については受託者負担とし、委託料の変更は行わない。

(2) 本仕様書に定めのない事項であっても、業務に関連するものについては、双方協議の上、履行すること。